

旭川市まちづくり基本条例 解説書



平成26年4月

旭川市総合政策部

はじめに

みなさんは、「まちづくり」という言葉からどのようなことを思い浮かべますか？

道路や橋などを作ることや、地域で市民の皆様がいきいきと活躍すること、市役所が行う仕事など、人それぞれのイメージがあると思います。

「まちづくり」について、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議からは、まちづくりを特別なものとして考えるのではなく、市民がまちづくりに関心を持ち、「旭川をもっと良くするためには何ができるか」を考えながら、まちづくりの輪を広げていくことが重要という提言がありました。

誰もが自分たちの住むまちがもっと良くなることを望んでおり、そして、誰もがほんの一步前へ踏み出せば、まちを良くすることができるのです。

「まちづくり」は、すぐに成果が現れるもの、成果が現れるまで時間がかかるものなど様々ですが、大切なことは、市民と市がそれぞれの役割分担のもと、協力し合って、主体的に様々な課題を解決し、魅力と活力に満ちたまちを築いていくために努力し続けることであり、それがまちづくりの大きなエネルギーになります。

この条例の精神が、幅広い世代の方々に浸透し、みんなでまちを盛り上げていくことが旭川の未来を切り開くことにつながると確信しています。

さあ、一緒にまちづくりの第一歩を踏み出しましょう！

目 次

まちづくり基本条例とは？	1
これまでの取組	4
条例の位置付け	6
条例の構成	7
前文	9
第1章 総則	
1 目的（第1条）	10
2 定義（第2条）	11
第2章 基本理念及び基本原則	
1 基本理念（第3条）	13
2 基本原則（第4条）	15
第3章 まちづくりの担い手	
第1節 市民等	
1 市民等の役割（第5条）	17
第2節 議会	
1 議会の責務（第6条）	18
第3節 市長等	
1 市長等の責務（第7条）	19
2 職員の責務（第8条）	20
第4章 市民主体のまちづくり	
第1節 市民活動，市民参加及び協働	
1 市民活動（第9条）	21
2 市民参加（第10条）	21
3 協働（第11条）	22
第2節 情報公開及び情報提供並びに個人情報保護	
1 情報公開及び情報提供（第12条）	23
2 個人情報保護（第13条）	24
第5章 地域主体のまちづくり	
1 地域主体のまちづくり（第14条）	25
第6章 健全な市政運営によるまちづくり	
1 行政手続（第15条）	27
2 公正な職務の執行の確保（第16条）	28
3 計画的な市政運営（第17条）	29
4 行政改革等（第18条）	30
5 危機管理（第19条）	31
第7章 広域連携によるまちづくり	
1 他の機関との連携及び拠点性の発揮（第20条）	32
第8章 その他	
1 評価検証（第21条）	33
附則	
1 施行期日	33
2 条例の見直し	33
旭川市まちづくり基本条例	34

旭川市まちづくり基本条例市民検討会議	39
まちづくり基本条例庁内ワーキンググループ	44
出前講座を実施しています！	46

まちづくり基本条例とは？



「まちづくり基本条例」について説明するわね。
ところで、あさっぴーは「条例」ってわかる？

???



「条例」とは、みんなで守るルールのことを言う
のよ。
そして、このルールを作るときは、議会の議決が
必要なのよ。

どうして「まちづくり」の条例を作ること
になったのかな？



人口減少や少子高齢化が進んでいることや、私たちの暮らしの
形（ライフスタイル）が変わってきていることなどで、地域の
結びつきの重要性などが改めて評価されていること、また、こ
れまで以上に地方が独自性を発揮してまちづくりを行う地方分
権が進んでいること、さらに市役所に求められる役割が変化し
ていることなどもあり、まちづくりを更に前へ進めていくため
に、旭川市の独自のルールである「まちづくり基本条例」を作
ることになったのよ。

なるほど～。それでは旭川市の「まちづくり基
本条例」はどんな条例なのかな？



まちづくりを進めていくときに、市民の皆さんと市が共有して
おかなければならない「まちづくりの考え方」や「まちづくり
の仕組み」をルールとして確認できるのが「まちづくり基本条
例」なのよ。

市民参加推進条例や情報公開条例、個人情報保護条例などの
「まちづくりの仕組み」を分かりやすくまとめる意味もあるわ。
ところで、あさっぴーは「市民参加」って何かわかるかな？



???



「市民参加」とは、市役所に意見を言ったり、提
案を行うことで、これも大切な「まちづくり」の
ひとつだね。



約10年前に市民参加推進条例を制定し、様々な形で市民参加や協働（市民と市役所がお互いに協力し合うこと）が進んできたよ。

ところで、「まちづくり」って何かをどう説明したらいいのかな。



私は、まちづくりに関わる人が、協力して一緒にまちをより良くしていくことだと思うわ。

なるほど！
まちをより良くするために条例を作るんだね。
ところで、まちをより良くするためには、どうしたらいいのかな。

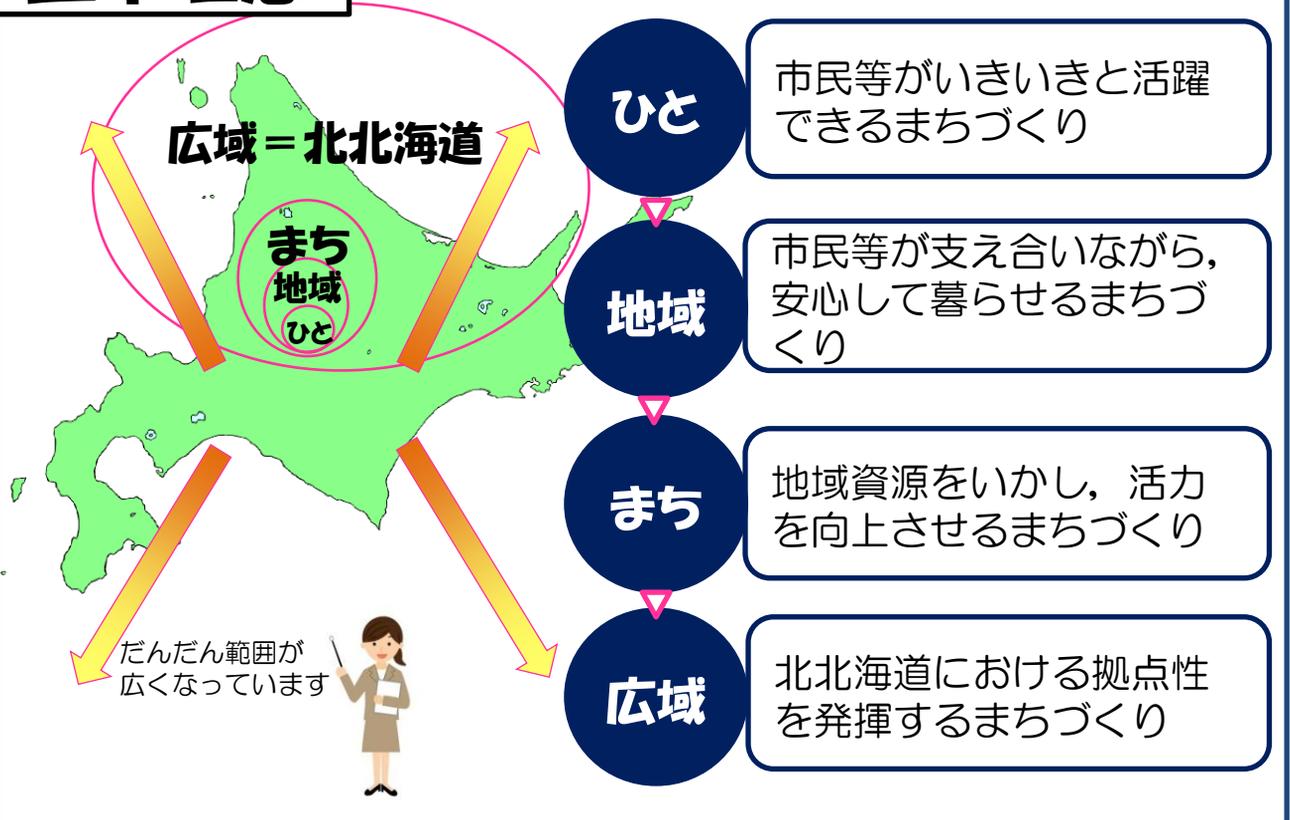


4つ



まちをより良くしていくための基本的な方向性を、この条例では「基本理念」としているわ。
その「基本理念」は次の4つに整理されているよ。

基本理念



3つ



ところで、まちづくりを進めるときに大切なことってなんだろう。



「まちづくり基本条例」では、まちづくりを進めるときに大切なことを「基本原則」と呼ぶことにしたのよ。
この基本原則は、次の3つに整理されているわ。

基本原則

1 市民主体の原則

市民等及び市がまちづくりに関する情報を共有し、市民等の意思と力をいかしたまちづくりを推進すること。

2 地域主体の原則

地域のつながりや特性をいかしたまちづくりを推進すること。

3 健全な市政運営の原則

総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

なるほど。旭川の「まちづくり基本条例」の特徴は「基本理念」と「基本原則」なんだね。

この「基本理念」と「基本原則」にもとづいて更に良いまちを目指していくんだね。



そうね。この条例を作る過程でも
・まちづくりについての関心を高め
・まちづくりを更に盛り上げていく
ことを大切にしたわ。

もちろん、条例ができたあとも条例の趣旨に基づいて、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていくことが重要ね！

これまでの取組

【解 説】

旭川市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）については、平成23年度から市役所内部での検討を開始し、この条例の策定に当たっての基本的な考え方についてまとめ、市民の皆様からの意見募集を行ったのちに、基本的な考え方を決定しております。

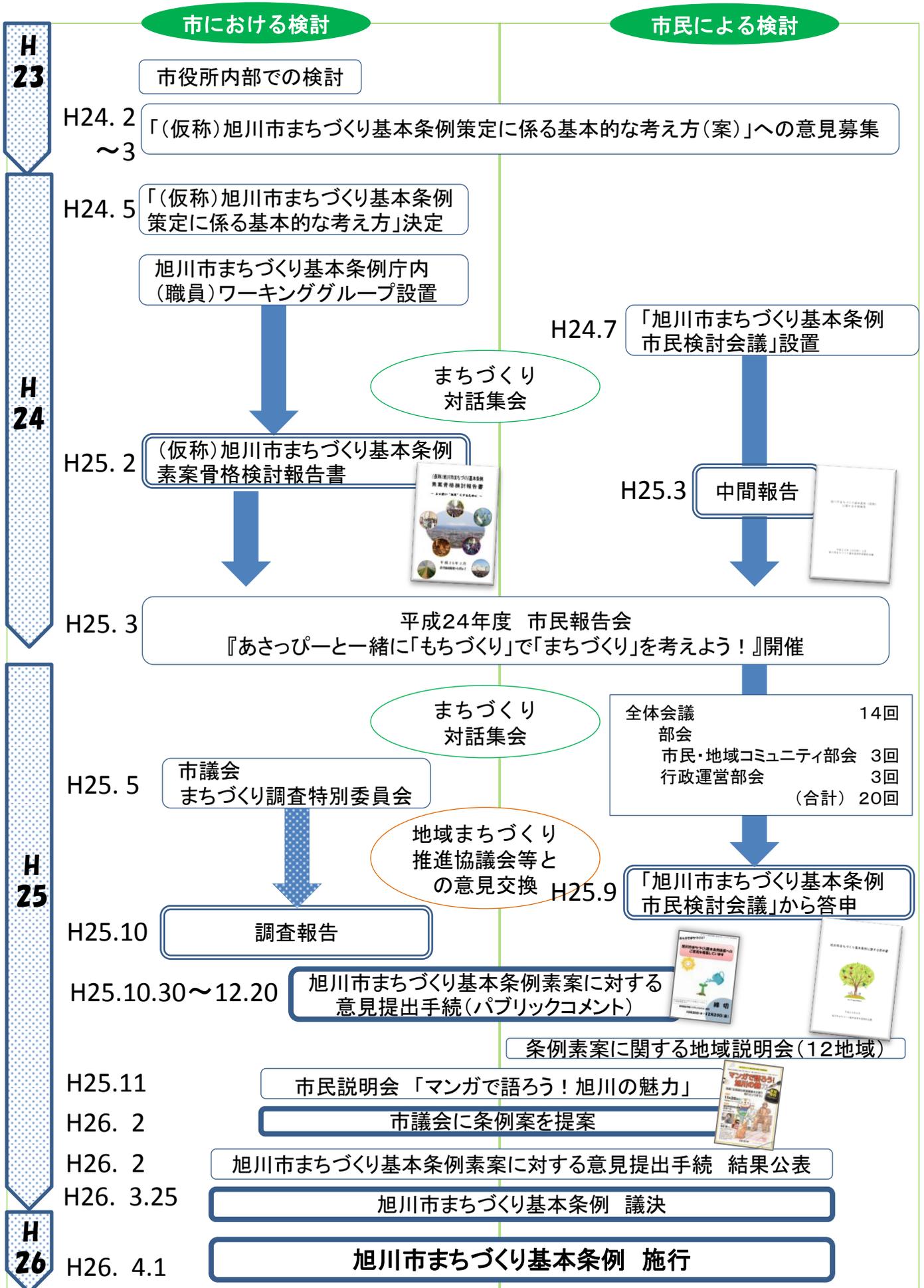
そして、平成24年度からは、公募市民を含む市民20名で構成する「市民検討会議」を設置し、平成25年9月まで20回にわたり検討をいただくとともに、市職員のワーキンググループを設置し、検討を行ったところであり、その検討結果はそれぞれ市長に提出がありました。

また、平成24年度と平成25年度には、市長による「まちづくり対話集会」を4回実施し、また、市内12地域の地域まちづくり推進協議会との意見交換会を行うなど、検討過程を大切にしながら策定を行ってきたところです。

市議会においては、まちづくり調査特別委員会が設置され、意見をいただきながら、条例の策定を進めてきました。

平成25年10月には市民検討会議の答申を踏まえて条例素案を作成し、意見提出手続（パブリックコメント）を52日間実施するとともに、この素案についての説明会を市内12地域で実施したほか、市民文化会館において市民説明会を行い、多様な意見の把握に努めてきたところです。

こうした様々な策定経過を得て制定されたこの条例は、関わっていただいた多くの方々の旭川への思いが結実したものとなったと考えております。



条例の位置付け

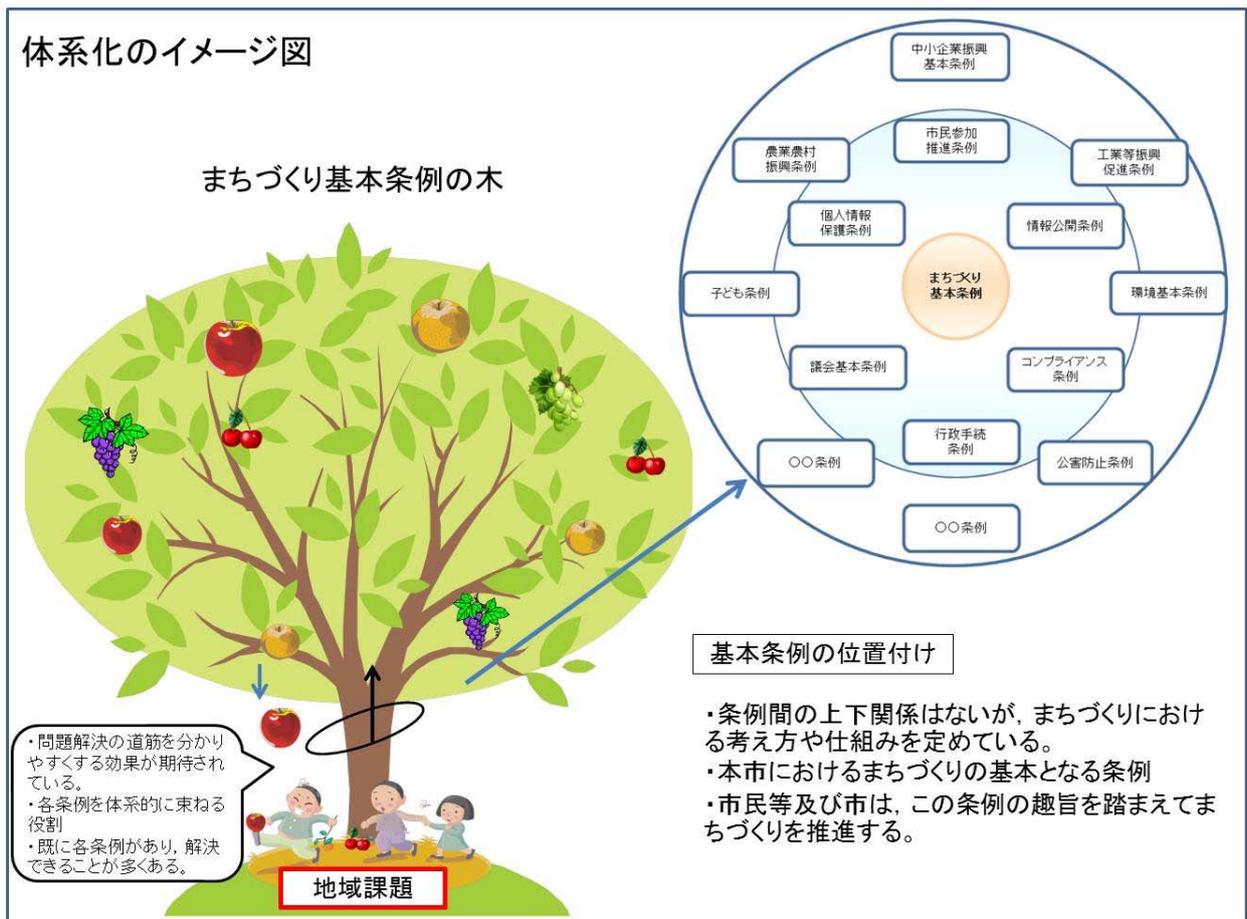
【解説】

まちづくり基本条例の位置付けは、他都市の条例に見られるように、全ての条例の一番上に位置するものではありません。(条例間に上下関係はありません)

本市においては、これまで旭川市市民参加推進条例，旭川市情報公開条例，旭川市個人情報保護条例及び旭川市行政手続条例など，まちづくりに関する基本的な条例が多く制定されています。

まちづくり基本条例は，まちづくりの観点では条例全体の中心的な位置にあり，それらを体系化する役割を果たすものと考えています。

下の図は，市民検討会議の検討の中で生まれた，条例の位置付けを理解するためのイメージ図である「まちづくり基本条例の木」です。



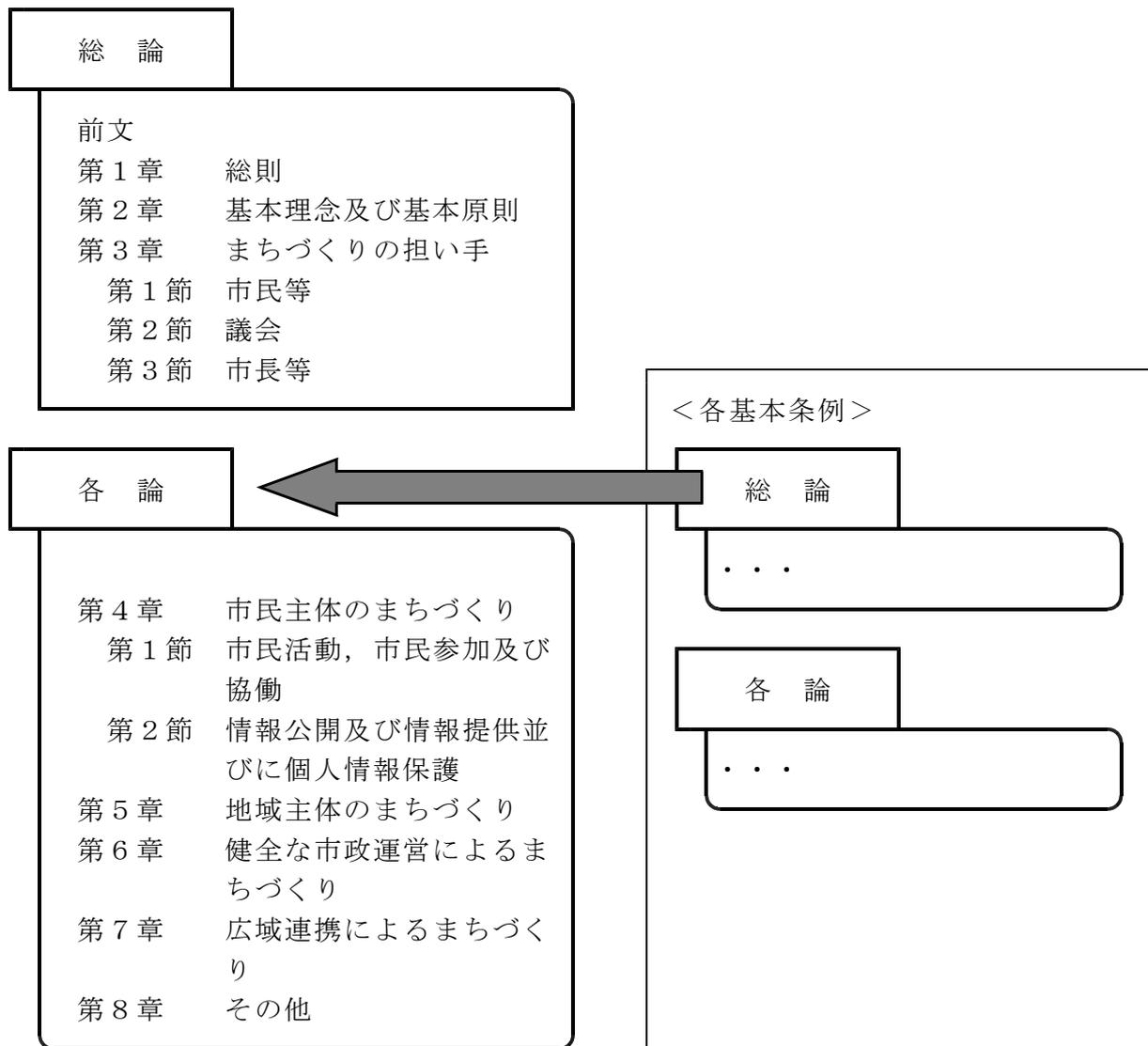
※実際は，一つの木に色々な種類の実はなりません。「まちづくり基本条例の木」は条例の趣旨を表すイメージ図です。

条例の構成

【解説】

まちづくり基本条例の各論部分は、既に制定されているまちづくりに関する基本的な条例の総論部分に該当しており、まちづくり基本条例は、これらの条例を分かりやすく体系化しています。

<旭川市まちづくり基本条例>



前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第2章 基本理念及び基本原則

第3条 基本理念

第4条 基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民等

第5条 市民等の役割

第2節 議会

第6条 議会の責務

第3節 市長等

第7条 市長等の責務

第8条 職員の責務

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民活動、市民参加及び協働

第9条 市民活動

第10条 市民参加

第11条 協働

第2節 情報公開及び情報提供並びに
個人情報保護

第12条 情報公開
及び情報提供

第13条 個人情報保護

第5章 地域主体のまちづくり

第14条 地域主体のまちづくり

第6章 健全な市政運営による まちづくり

第15条 行政手続

第16条 公正な職務の執行の確保

第17条 計画的な市政運営

第18条 行政改革等

第19条 危機管理

第7章 広域連携によるまちづくり

第20条 他の機関との連携及び拠点性の発揮

第8章 その他

第21条 評価検証

前 文

前 文

私たちのまち旭川は、北海道のほぼ中央にあり、大雪山連峰をはじめとする雄大な山々に囲まれ、石狩川など多くの川が流れる、豊かな自然と四季折々の情景に恵まれた美しいまちです。古くから自然と共生し暮らしていたアイヌの人々と、開拓のために移り住んだ人々をはじめ多くの先人が、たゆみない努力を積み重ね、北国独自の文化と多様な産業を育むとともに、北海道の交通の要衝として、経済、医療・福祉、教育などの都市機能と自然が調和したまちを築いてきました。

こうした自然や歴史、文化、産業などの多くの地域資源は、かけがえのない財産であり、私たちにはこれらの財産を守り、育て、次の世代へとつなげていく責任があります。このまちが将来にわたって輝き続けていくために、あらゆる世代の市民一人一人が互いを尊重し、責任を分かち合いながら、いきいきと暮らせるまちを築いていかなければなりません。そして、まちの活性化を図るために、市は、北北海道の拠点都市としての機能を更に高め、その役割を果たしていきます。

このまちを育てていくのは、私たち自身です。私たちは、このまちに誇りと愛着を持ち、より一層活力と安心に満ちた、支え合って暮らせるまちに向かって、市民の力とまちの素晴らしさを信じ、力強く歩んでいきます。

ここに、まちづくりの基本となる考え方や仕組みを共有し、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

【解 説】

前文は、条項の前に置かれ、その条例の趣旨や目的などを述べたものです。

この条例を制定するに当たり、本市の歴史や特徴などについて触れるとともに、まちづくりに関する市民の思いや決意を述べています。

なお、この条例では、親しみやすいように前文のみ「です・ます」体を用いています。

第1章 総則

この章では、この条例の目的や用語の意味について述べています。

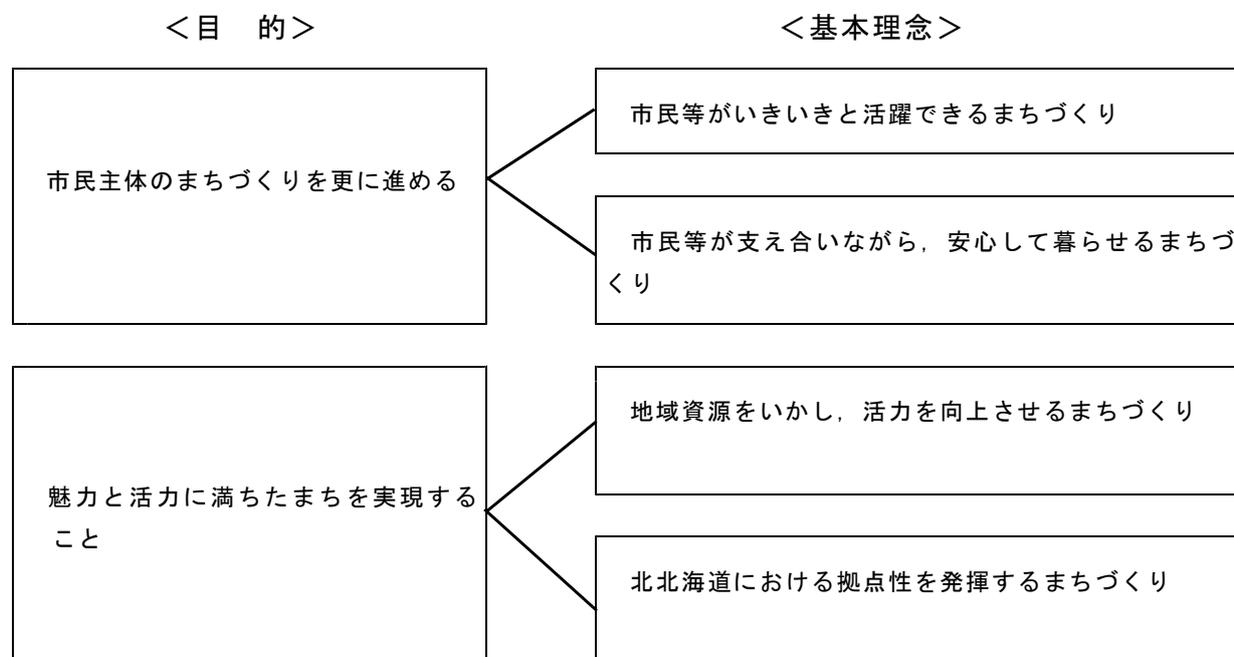
第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを更に進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的とする。

【解説】

目的のうち、「市民主体のまちづくりを更に進める」が、第2章の基本理念の「市民等がいきいきと活躍できるまちづくり」と「市民等が支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり」を表しており、「魅力と活力に満ちたまちを実現すること」が基本理念の「地域資源をいかし、活力を向上させるまちづくり」と「北北海道における拠点性を発揮するまちづくり」をそれぞれ表しています。



第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民等及び市が、それぞれの役割と責務を踏まえて、魅力的で快適なまちを築くための活動をいう。
- (2) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において事業を営み、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。
- (4) 市 地方公共団体としての旭川市をいう。

【解説】

この条例で用いる用語の意味を説明しています。

第1号「まちづくり」

「まちづくり」については、「市民等及び市が、それぞれの役割と責務を踏まえて、魅力的で快適なまちを築くための活動」としてはありますが、旭川に関わる人たちが、まちをより良くするために行う活動を「まちづくり」と考えています。

第2号「市民等」

「市民等」の定義については、このまちに直接関わる人がそれぞれの力を発揮するとともに、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていくことが重要と考え、住民のほか、生活の大半を旭川で過ごす通勤・通学者も含めています。

また、旭川に主な本拠を置き、活動している個人及び法人、団体なども「市民等」に含めています。

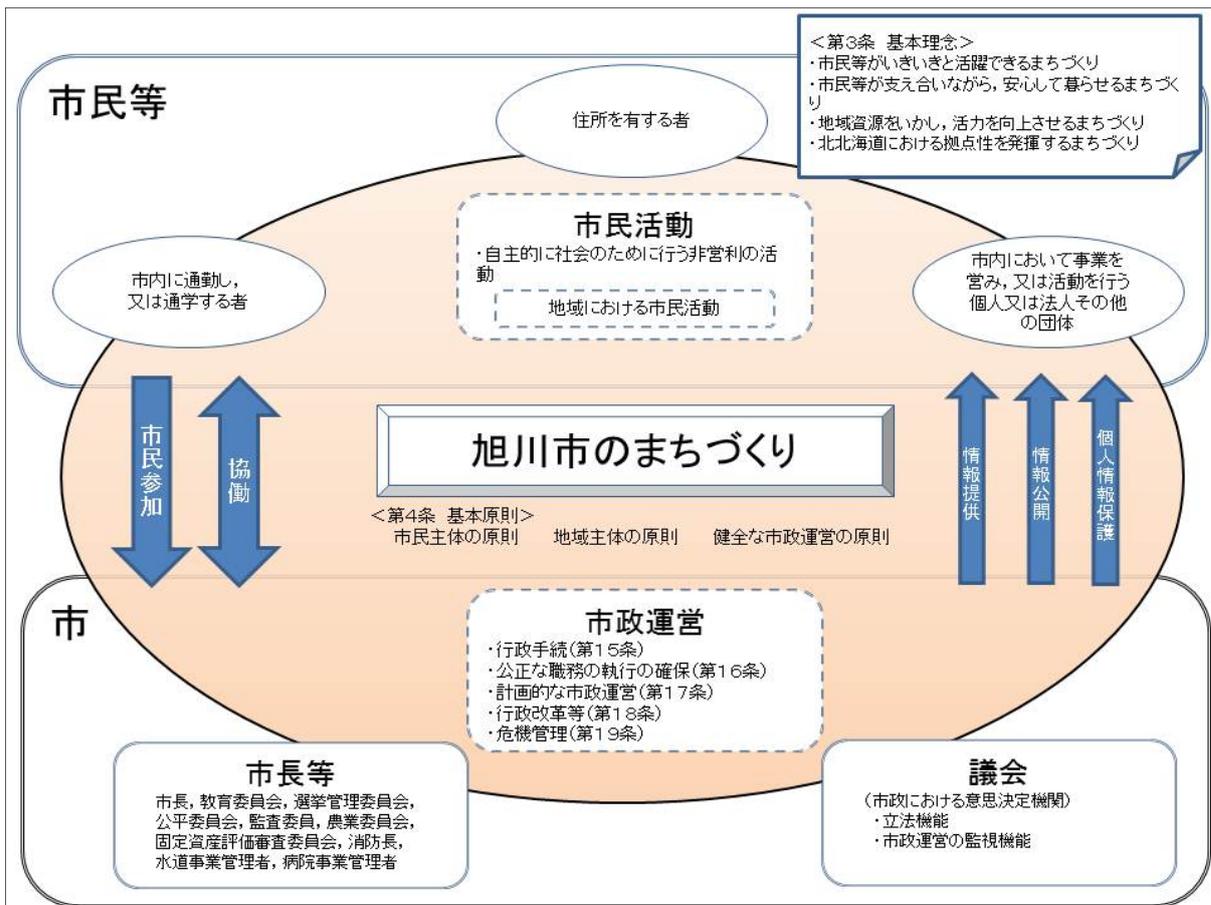
第3号「市長等」

「市長等」について、一般に「行政」といわれる、地方自治法第138条の4で規定されている市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会からなる市の執行機関及び地方公営企業管理者（本市の場合は、水道事業管理者、病院事業管理者）と消防長を総称して「市長等」としてはいます。

また、市長や他の執行機関の補助機関である職員については含めていません。

第4号「市」

ここでいう「市」とは、地方公共団体としての旭川市をいいます。



第2章 基本理念及び基本原則

この章では、条例全体を貫く最も重要な考え方を示す、基本理念と基本原則について述べています。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 旭川市が目指すまちづくりは、次の基本理念のとおりとする。

- (1) 市民等がいきいきと活躍できるまちづくり
市民等がそれぞれの経験と能力を発揮し、幅広い分野で充実した活動に取り組むこと。
- (2) 市民等が支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり
市民等がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに支え合う地域づくりに取り組むこと。
- (3) 地域資源をいかし、活力を向上させるまちづくり
地域の特徴や優位性の活用及び発信をしながら、将来にわたってまちの活力を維持し、更に高めるための活動に取り組むこと。
- (4) 北北海道における拠点性を発揮するまちづくり
北北海道全体の活性化を目指し、地理的特性や都市機能等をいかすとともに、他の機関との連携や相互の補完により、拠点性の向上に取り組むこと。

【解説】

基本理念と基本原則の関係については、それぞれが目的につながっているという考え方に立ち、基本理念を「まちづくりの基本的な方向性」、基本原則を「まちづくりの進め方」としています。

基本理念の第1号と第2号は、目的の「市民主体のまちづくりを更に進める」ことについて、第3号と第4号は、目的の「魅力と活力に満ちたまちを実現する」ことについて定めています。

第1号では、「ひと」をキーワードとして、まちづくりの方向性を定めています。

まちづくりの主役である市民等が、自らが培ってきた豊かな経験や能力を発揮し、地域活動やボランティアなど、自らの意思に基づき、幅広い分野において充実した活動を行うことができることが、まちを更に良くすることにつながりますので、そうした環境づくりを目指すことが重要です。

いきいきと活躍する市民等が増えていくことで、まちが活性化し、条例の目的の実現に近づいていきます。

第2号では、「地域」をキーワードとして、まちづくりの方向性を定めています。

地域における結びつきの重要性が再認識される中、市民等が、家庭や地域、学校、職場などにおいて、それぞれの役割を果たすとともに、自らが行えないこと、又は不得意とすることは、他の人や団体の力を借りるなど、互いに補完し、支え合うことが重要です。

こうした人と人との助け合いの気持ちがある、誰もが安心して暮らせる、温かな地域社会の構築につながっていきます。

第3号では、「まち」をキーワードとして、まちづくりの方向性を定めています。

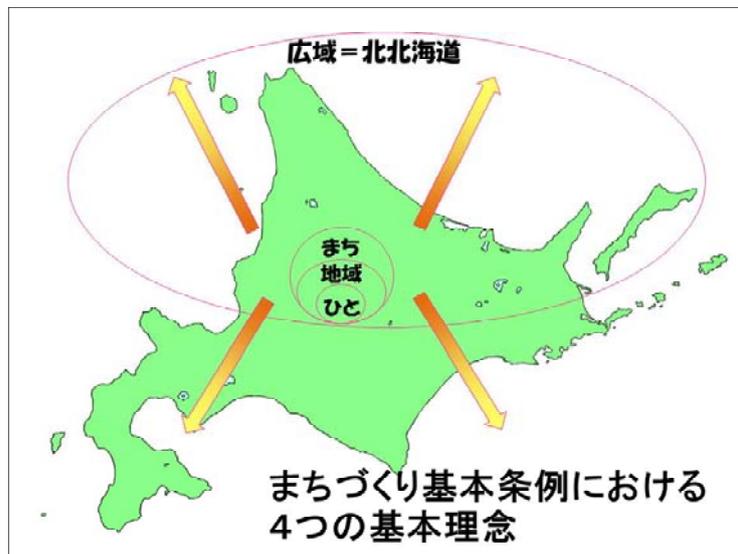
前文にありますように、本市には地域の特徴や優位性といった地域資源が多くあり、これらを活用するとともに、広く情報発信していくことが、将来にわたって本市の活力を維持し、持続的に発展していくためには欠かせません。

こうした積み重ねによって、市民等、そして次の世代を担う子どもたちが笑顔で暮らせるまちを築いていくことができます。

第4号では、「広域」をキーワードとして、まちづくりの方向性を定めています。

本市は、北北海道（道北地域）の拠点都市であり、交通の要衝であることや、経済、医療・福祉、教育などの都市機能の集積等をいかすとともに、国や北海道、他の地方公共団体等と連携し、相互に役割を分担しながら、拠点性を発揮したまちづくりを行うことで、北北海道全体の発展を担っていくことが重要です。

本市の拠点性が向上することによって、北北海道全体の活性化に寄与すると考えています。



地域資源～本市が有する自然や歴史、文化、産業などを地域資源としています。

北海道の要衝であることや、経済、医療・福祉、教育などの都市機能、また、このまちで生活する一人一人が地域資源であると言えます。

北北海道～一般的には「道北」という用語を使いますが、本州の人に分かりにくいことや、道北といえば「上川総合振興局」「留萌振興局」「宗谷総合振興局」の3つの管内を指すことが多くあります。しかし、本市の目指すまちづくりの範囲はもっと広く捉え、「北北海道」としました。

第4条 基本原則

(基本原則)

第4条 旭川市のまちづくりは、次の基本原則のとおり進めるものとする。

(1) 市民主体の原則

市民等及び市がまちづくりに関する情報を共有し、市民等の意思と力をいかしたまちづくりを推進すること。

(2) 地域主体の原則

地域のつながりや特性をいかしたまちづくりを推進すること。

(3) 健全な市政運営の原則

総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

【解 説】

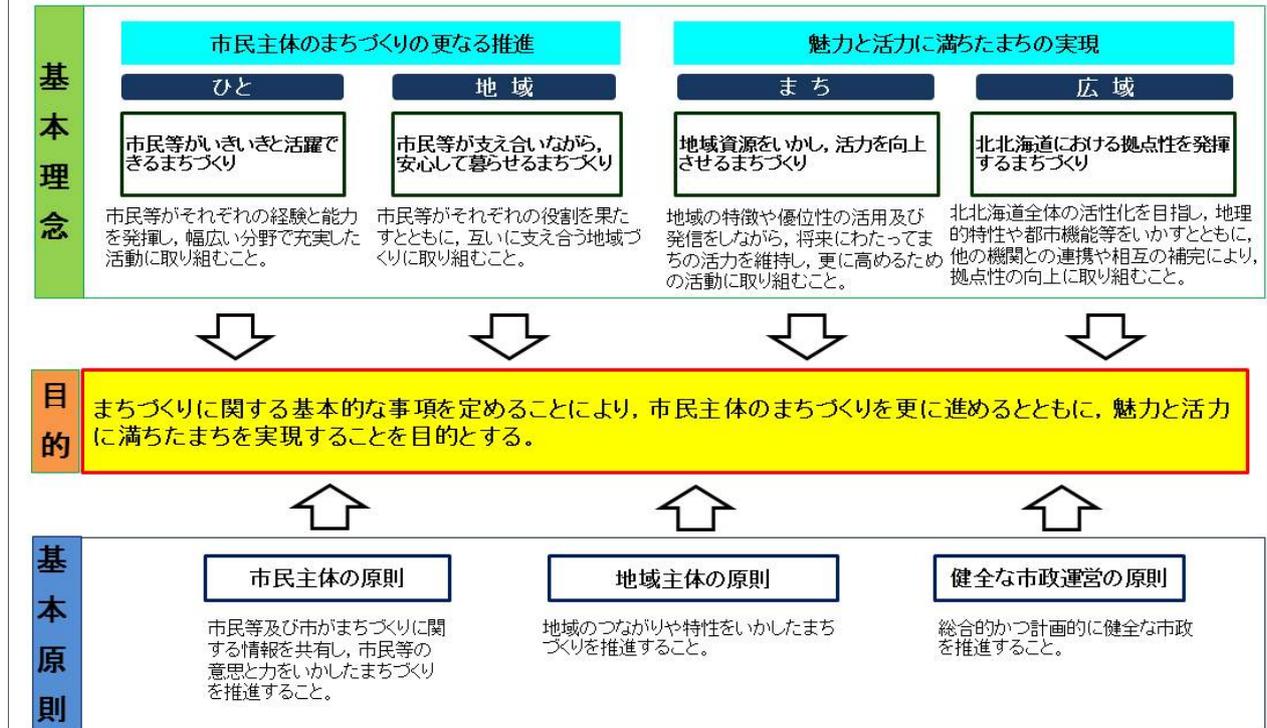
基本理念を踏まえ、「まちづくりの進め方」となる基本原則を3つに整理しています。

第1号では、まちづくりの主役は市民等であるという認識のもと、市民等と市が、まちづくりに関する情報を共有しながら、市民等のまちに対する思いとそれぞれの力をいかし、協力してまちづくりを進めることを定めています。

第2号では、市民等と市が、地域における助け合いの精神や共同意識といった地域のつながりや、それぞれの地域で積み重ねてきた歴史や特徴といった様々な特性等をいかし、自主性と多様性を重視した地域づくりを進めることを定めています。

第3号では、市がまちの活性化のために、各種施策や事業などに、総合的かつ計画的に取り組むとともに、公平公正、透明な市政運営を行うことで、市民等から信頼される健全な市政を推進することを定めています。

目的, 基本理念, 基本原則について



第3章 まちづくりの担い手

この章では、まちづくりの担い手である「市民等」の役割と、市民の代表である「議会」、
「市長等」及び「職員」の責務について述べています。

第1節 市民等

第5条 市民等の役割

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らの果たすべき役割を自覚し、発言と行動に責任を持つとともに、
互いの立場や考えを尊重し、協力し合いながら、まちづくりを進めるよう努めるもの
とする。

2 市民等は、まちづくりに参加し、又は参加しないことによって不利益な取扱いを受
けない。

【解説】

第1節では、まちづくりの担い手のうち、まちづくりの主役である市民等の役割につい
て規定しています。

第1項では、市民等は、豊かな知識や経験、能力をいかしてまちづくりに自由に参加す
ることができますが、その際には自らの果たさなければならない役割を自覚し、公共的な
視点に立って自らの発言や行動に責任を持つように努めるとして定めています。

また、市民同士が連携・協力し合う場合に、お互いの立場や考え方が異なることがある
かもしれませんが、そうした場合には対話によって互いを理解し尊重し合いながら、まち
づくりに取り組むことが重要です。

第2項では、まちづくりに参加する、しないことによって、不利益な取扱いを受けない
ことを定めています。

第2節 議会

第6条 議会の責務

(議会の責務)

第6条 議会は、市政における意思決定機関として、立法機能、市政運営の監視機能等を発揮することにより、その役割と責任を果たすものとする。

2 議会に関する基本的な事項については、旭川市議会基本条例（平成22年旭川市条例第46号）で定める。

【解説】

旭川市などの地方公共団体では、住民が首長と議員を直接選挙で選ぶ二元代表制のもと、市政運営を行っており、住民の代表である議会はまちづくりの重要な担い手です。

本市では、平成22年12月に旭川市議会の最高規範として、旭川市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）を制定しています。

議会基本条例を策定する際には、議員自らが説明会を行うなど、積極的に市民等と対話を図り、制定後も広聴広報活動を重視し、市民意見の把握に努めるなど、議会基本条例の趣旨に基づき議会活動が展開されています。

このため、まちづくり基本条例においては、こうした議会活動を重視し、まちづくりの重要な担い手である議会の基本的な責務のみを盛り込んでいます。

二元代表制とは

地方公共団体の基本構造として、執行機関としての独任制の市長と、議事機関としての合議制の議会を設置し、長と議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選ぶ制度をとっています。これを二元代表制といいます。（旭川市議会基本条例逐条解説から引用）

第3節 市長等

第7条 市長等の責務

(市長等の責務)

第7条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政の執行に当たらなければならない。

2 市長等は、市民意思の把握に努め、市政の執行に当たっては、説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、まちづくりに関し、市民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

4 市長等は、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

【解説】

市の代表者である市長とその他の執行機関の責務について定めています。

市長は市の代表者としてリーダーシップを発揮し、公平かつ誠実に執行に当たるとともに、信頼される市役所を築いていかなければなりません。

市長等は、市政運営に当たっては、市民等の意思を的確に把握するよう努め、市民等に対し説明責任を果たすとともに、市民等の自主性及び自立性を尊重する責務があります。

また、職員がそれぞれの知識や経験、能力を発揮することが、まちづくりには不可欠であるため、市長等には、職員を適切に指揮監督するとともに、人材育成に努める責務があります。

第8条 職員の責務

(職員の責務)

第8条 職員は、市民全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を行うとともに、そのための知識と能力の向上に努めなければならない。

2 職員は、地域社会の一員としての役割を自覚し、職務を遂行するよう努めなければならない。

【解説】

職員は、市民全体の奉仕者にふさわしく、市民等の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うことはもちろんのこと、職務を遂行するために必要な知識と能力の向上に努める責務があります。

また、職員は地域社会の一員としての役割を自覚し、地域のことを考えながら職務を遂行する責務があることを規定しています。

第4章 市民主体のまちづくり

この章では、まちづくりの主役である市民等が一層いきいきと活躍するために不可欠な市民参加や協働について述べています。

第1節 市民活動、市民参加及び協働

第9条 市民活動

(市民活動)

第9条 市民等は、自主的に社会のために行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）に取り組むことができる。

2 市は、市民活動の促進に当たり、市民等の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

【解説】

市民活動は、NPO 法人やボランティア団体などによる活動や、町内会等の地域における活動など、幅広い範囲の活動を指します。

こうした市民活動に市民等の誰もが取り組むことができることは当然であり、市民活動が盛んになることがまちの活性化につながるため、市は市民等がよりいきいきと活動しやすいように、市民活動に関する相談及び人材育成といった機会の創出に努める義務があると規定しています。

第10条 市民参加

(市民参加)

第10条 市民等は、旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市条例第36号）で定めるところにより、市政運営に関し意見を述べ、又は提案することにより市民参加をすることができる。

2 市は、市民等の意思を市政に反映させるため、市民参加の推進に努めなければならない。

【解説】

旭川市市民参加推進条例は、市政に市民意思を反映させることを目的としています。

旭川市市民参加推進条例を制定してから約10年が経過する中で、社会経済情勢や地域コミュニティの状況は刻々と変化しており、こうした状況に対応するために、より一層市民等の意見を取り入れながら、市民主体のまちづくりを更に推進していくことが重要です。

こうした認識に立ち、まちづくり基本条例では市民参加に関する根幹について規定し、市民参加の基本的な事項については、旭川市市民参加推進条例において定めることとしています。

第11条 協働

(協働)

第11条 市民等及び市は、それぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合う協働の推進に努めるものとする。

2 市は、協働の推進に当たり、市民等の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

【解説】

協働については、旭川市市民参加推進条例で定義されておりますが、条例の制定から約10年が経ち、NPO法人の数や協働の具体的な取組が増えている現状を踏まえて、更なる協働の推進に取り組んでいく必要があります。

協働とは、市民等と市が協力し合うことであり、協働の推進に当たっては、ともに目的等を共有しながら、お互いの自主性や自立性を尊重するとともに、信頼関係を構築し、力を合わせていくことが重要です。

また、市には協働の推進のため、相談機会の確保や人材育成に努める義務があると規定しています。

第2節 情報公開及び情報提供並びに個人情報保護

第12条 情報公開及び情報提供

(情報公開及び情報提供)

第12条 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）で定めるところにより、市が保有する公文書の公開を請求し、又は必要な情報の提供を受けることができる。

2 市は、公平、公正で透明な市政を推進するため、市が保有する公文書の公開を推進しなければならない。

3 市は、市民等が必要とする情報を分かりやすく提供するよう努めなければならない。

【考え方】

第1項及び第2項にある情報公開とは、請求者からの求めに応じて市が保有している公文書を公開するとともに、積極的な情報の提供を進めるための制度です。

旭川市では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）よりも先に旭川市情報公開条例（平成3年）を制定し、情報公開に努めています。

まちづくりを行う上では、情報共有が不可欠であり、市民等が必要とする時に必要な情報を得られることが重要であり、まちづくり基本条例においては、情報公開に関する市の基本的な姿勢を示し、具体的な事項については、旭川市情報公開条例において定めることとしています。

第2項では、情報は共有してこそ役立つことから、市民等が活動しやすい環境づくりやまちづくりを進めるためには、行政内部の情報の共有化や、情報を整理した上で市民に積極的に情報提供することが重要です。

その際には、全ての情報を機械的に提供することは混乱を招くことにつながるため、市は市民等の理解を得るために、分かりやすく情報を提供するよう努める義務があることを定めています。

第 13 条 個人情報保護

(個人情報保護)

第 13 条 市民等は、旭川市個人情報保護条例（平成 17 年旭川市条例第 8 号）で定めるところにより、自己に係る市が保有する個人情報の開示を請求することができる。

2 市は、市民等の基本的人権を守るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

【解 説】

インターネットの普及など情報化社会の進展に伴い、個人情報が大量に収集・利用されるようになっており、多くの利便をもたらす一方で、情報の漏えいといったことも起きています。

個人情報保護制度は、こうしたことを未然に防ぐため、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定めるとともに、本人が自分の情報を見たり、訂正などをする権利を保障するものです。

市では、旭川市情報公開条例と同様に個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）よりも先に旭川市個人情報保護条例（平成 3 年）を制定し、個人情報の保護に努めています。

個人情報保護は、前条の情報公開と併せて考えるべきものであり、まちづくりにおいても重要であることから、個人情報保護に関する市の基本的な姿勢を示し、その手続など具体的な事項については、旭川市個人情報保護条例において定めることとしています。

第5章 地域主体のまちづくり

この章では、私たちが暮らす身近な地域について、みんなで力を合わせて、より一層安心して暮らせる地域を築いていくための考え方などについて述べています。

第14条 地域主体のまちづくり

(地域主体のまちづくり)

第14条 市民等は、地域社会の一員として、主体的に町内会などの地域のまちづくりを行う団体（以下この条において「地域活動団体」という。）の活動に参加するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、相互に連携を図り、協力して地域における課題の解決又は地域の特性等をいかした活動を行うよう努めるものとする。

4 市は、地域における市民活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

【解説】

「地域社会」は、「地域コミュニティ」とも言い換えることができますが、いずれも同一地域に居住する人々が、様々な分野で協力しながら、共通の意識や価値観のもと、一定のルールの中で生活する共同体と言えます。

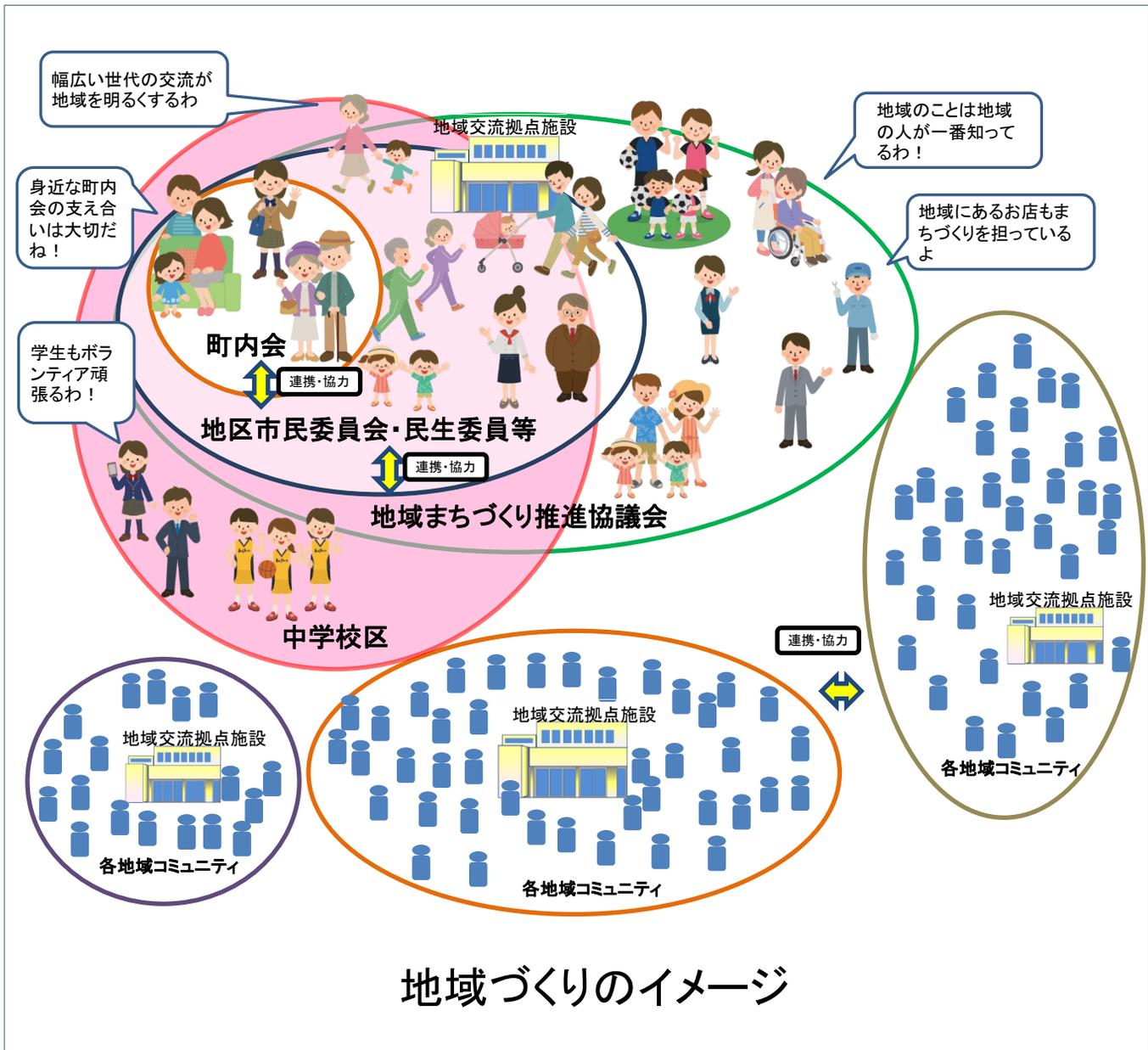
地域における市民活動を担う団体とは、具体的には、町内会、市民委員会といった自治組織、民生児童委員連絡協議会など地域で活動している団体やNPO法人、また、地域まちづくり推進協議会などであり、それぞれが目的に応じて、地域に根ざした様々な公共的な活動を行うなど重要な役割を担っています。

また、それぞれの地域の特性を生かした地域イベントなどの個性ある取組を行っており、それらが地域の絆を一層強固なものにしています。

しかし、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等から、地域社会への帰属意識が低下し、町内会加入率が減少するなど、地域の結びつきの重要性が再認識されています。

地域の結びつきを強固にしていくためには、地域で暮らす人たちが地域コミュニティの重要性を再認識し、主体的に地域における活動に参加するとともに、団体同士が横のつながりをいかすなど、互いに協力しながら様々な課題解決に取り組むことができる環境づくりが重要です。

また、市には、こうした活動の促進を図るため、支所などの施設を拠点としながら、より地域に近いところで地域課題を把握するとともに、地域づくりに関わる市民等の相談機会の確保及び人材育成等の体制整備に努める責務があります。



第6章 健全な市政運営によるまちづくり

この章では、公平・公正で健全な市政運営を推進する上で重要な事項や考え方について述べています。

第15条 行政手続

(行政手続)

第15条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、旭川市行政手続条例（平成11年旭川市条例第2号）で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにしなければならない。

【解説】

行政手続とは、行政機関が行政処分など公権力を行使する際に行う、聴聞、公聴会、諮問などの手続であり、行政手続の一般的なルールを定めた法律が行政手続法です。

旭川市行政手続条例の第1条では、「この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。」と定められています。

本条では、市民等及び市が、まちづくりを行う上で基本となる行政手続について、まちづくり基本条例で市の基本的な姿勢を示すとともに、具体的な事項については、旭川市行政手続条例において定めることとしています。

行政手続法

行政手続法の目的は、行政処分、届出、行政指導、行政立法の手続を整備して、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利や利益を守ることにあります。

第16条 公正な職務の執行の確保

(公正な職務の執行の確保)

第16条 市は、法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成19年旭川市条例第42号）で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

【解説】

法令遵守とは、事業活動や行政活動において法律などを遵守すること、広くは倫理や道徳などの社会的規範を守って行動することをいいます。

市では、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例、いわゆるコンプライアンス条例を制定し、職員の責任として果たすべき事柄を明記するとともに、公益通報制度を設け、市役所内部の不正行為等を未然に防止又は早期に是正することとしています。

また、いわゆる「口きき」、「働きかけ」や暴力行為等による不当な要求には、これを拒否し屈しないという基本姿勢を明らかにし、公平公正で透明な市政運営を推進することとしています。

法令遵守については、社会生活の中で当然のこととして捉えるべきであり、市職員のみならず市民等、企業など全体で取り組んでいかなければならないことから、まちづくりの基本となる条例において規定するものです。

しかしながら、法令遵守についての市民等の責務については当然のことであり、それを条例で規定することはなじまないという考え方に立ち、その対象者の範囲をコンプライアンス条例と同じとしました。

本条では、法令遵守について、市の基本的な姿勢を示すとともに、基本的な事項については、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例において定めることとしています。

第17条 計画的な市政運営

(計画的な市政運営)

第17条 市は、総合的かつ計画的な市政運営に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。

3 前項に規定する総合的な計画の策定に当たっては、その基本的事項について議会の議決を得なければならない。

4 市は、市政運営に当たっては、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

【解説】

この条例でいう「総合的な計画」とは、まちづくりにおける最も上位に位置する計画であり、行政運営の総合的かつ計画的な指針です。現在、市では平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする第7次旭川市総合計画に基づき、まちづくりを進めています。

これまで、市町村がその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想については、地方自治法第2条第4項で市議会の議決を経て定めることが義務付けられておりましたが、平成23年の地方自治法改正により策定義務がなくなり、市町村の判断に委ねられることになりました。

しかし、義務付けがなくなっても総合的かつ計画的に市政運営を行うことが重要であるため、まちづくり基本条例において総合的な計画を策定する根拠を示し、その基本的事項については、議会の議決を得て定めることとしました。

また、財政運営とは、国または地方公共団体が、その存立を維持し活動するために必要な財源を確保し、管理・処分することであり、本市では、持続可能な財政基盤の確立に向け、財政健全化プランを策定し、収入の確保と支出の抑制の両面から財政の健全化に努めてきました。

今後とも健全な財政運営を行うことが重要であるため、第4項で市には計画的な財政運営に努める責務があることを規定しています。

第18条 行政改革等

(行政改革等)

第18条 市は、社会経済情勢及び市民等の行政に対する需要の変化に的確に対応し、効果的で効率的な市政を推進するため、常に事務事業の見直しその他の行政改革に努めなければならない。

2 市は、行政組織の編成に当たっては、分かりやすく機能的で相互の連携が確保されたものとなるよう努めなければならない。

【解説】

市政運営に当たっては、前条のとおり総合的かつ計画的な市政運営が求められますが、限られた財源や人的資源を効果的に活用することが不可欠であるため、第1項では、社会経済情勢や市民等の行政に対する需要（市民ニーズ）の変化に的確に対応するとともに、常に施策や事業の見直しなどの行政改革に努めなければならないことを定めています。

第2項では、行政組織の編成に当たり、部局間の連携が図られ、市民等にとって分かりやすく機能的な組織の編成に努めることを規定しています。

第19条 危機管理

(危機管理)

第19条 市は、市民等の安全と安心を確保するため、災害、事故その他の危機の発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市は、危機の発生時には、市民等、関係機関、国及び他の地方公共団体と連携を図り、協力して速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない。

3 市民等は、日頃から危機に対し備えるとともに、危機の発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うよう努めるものとする。

【解説】

近年、東日本大震災や豪雨災害、本市においては大雪などの災害に見舞われるなど、災害はいつ私たちの暮らしを脅かすか分かりません。また、災害に限らず、事件や事故、食中毒や新型インフルエンザなどの感染症のまん延等、いついかなる時もこうした緊急事態に対応できる危機管理体制を構築し、備えを万全にしておく必要があります。

ここでいう「危機」とは、災害、事故その他の危機としており、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害を生じ、又は生じるおそれがある事態などを想定しています。

第1項では、市が市民等の安全と安心を確保するため、危機発生に備え、体制の充実及び強化を図る責務があることを定めています。

第2項では、危機発生時の市の対応について、市民等や各関係機関と連携を図り、迅速に状況把握及び対策を講じる責務があることを定めています。

第3項では、危機発生時に市民等が自らの安全の確保を図り、相互に助け合うとともに、危機に対して日頃から備えることについての努力義務を規定しています。

第7章 広域連携によるまちづくり

この章では、国や北海道、他の地方公共団体との連携に関する考え方について述べています。

第20条 他の機関との連携及び拠点性の発揮

(他の機関との連携及び拠点性の発揮)

第20条 市は、国及び北海道と連携を図り、協力してまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、北北海道における拠点性を発揮するとともに、他の地方公共団体と連携を図り、協力して広域的な課題の解決を図るよう努めるものとする。

3 市は、国内及び国外の都市等と連携し、友好的な交流の推進や共通する課題の解決を図るよう努めるものとする。

【解説】

地方分権改革により地方自治の本旨のうち、主に「団体自治」の拡充が図られ、国及び北海道と市はそれぞれ対等の立場で、適切な役割分担のもと、それぞれの責務を果たしていくことが求められます。

また、市は市民等に最も身近な存在である地方公共団体として、国や北海道とは異なった立場でまちづくりを進めていく必要があります。

第1項では、国や北海道と市とが連携してまちづくりに取り組む必要があることを規定しています。

第2項では、単独では解決が困難な広域的な課題などについて、複数の地方公共団体が協力・連携しながら、課題解決や地域の発展のために取り組んでいく責務があることを規定しています。

また、本市が拠点性を発揮し、圏域全体の発展を目指していくことが重要です。

第3項では、本市が国内外の都市等と交流と連携を深めていくことを定めています。

現在、本市は、4カ国5都市と姉妹・友好都市の関係にあり、長年の交流を通じて深い信頼関係を築いています。その交流は、青少年交流、文化やスポーツ、医療分野における交流、さらに経済交流にも発展しています。

また、国内においても、雪像と砂像で交流してきた鹿児島県南さつま市、愛知県北名古屋市と防災協定を結んでおり、本市は国内外の自治体との協力・連携関係を重視し、まちづくりを進めております。

こうした広域連携の取組は、今後更に積極的に進めていかなければなりません。

第8章 その他

第21条 評価検証

この章では、この条例の評価検証についての考え方を述べています。

(評価検証)

第21条 市は、この条例を踏まえたまちづくりの推進状況について評価検証し、その結果を公表するものとする。

【解説】

条例を制定した後、まちづくりがどのように展開されていくのかが重要ですので、この条例の趣旨に基づいてまちづくりが行われているのかを評価検証する取組を行い、その結果を市民等に公表する責務があることを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

2 市は、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行後、5年以内にこの条例を点検し、適切な措置を講じなければならない。

【解説】

施行とは、議会での議決を得て成立した法令の効力が発動することをいいます。

施行期日は、この条例が有効となって現実に運用が開始される日であり、この条例は平成26年4月1日から施行しました。

また、条例を制定した後、社会情勢の変化等により、条例の内容が現状に合致したものとなっているかということを確認し、条例の実効性をより一層高めていくために、条例の点検を行うことを定めています。

その目処としては、社会情勢の変化等の早さ等を勘案し、条例の施行後5年以内としています。

旭川市まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念及び基本原則（第3条・第4条）

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民等（第5条）

第2節 議会（第6条）

第3節 市長等（第7条・第8条）

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民活動，市民参加及び協働（第9条－第11条）

第2節 情報公開及び情報提供並びに個人情報保護（第12条・第13条）

第5章 地域主体のまちづくり（第14条）

第6章 健全な市政運営によるまちづくり（第15条－第19条）

第7章 広域連携によるまちづくり（第20条）

第8章 その他（第21条）

附則

私たちのまち旭川は、北海道のほぼ中央にあり、大雪山連峰をはじめとする雄大な山々に囲まれ、石狩川など多くの川が流れる、豊かな自然と四季折々の情景に恵まれた美しいまちです。古くから自然と共生し暮らしていたアイヌの人々と、開拓のために移り住んだ人々をはじめ多くの先人が、たゆみない努力を積み重ね、北国独自の文化と多様な産業を育むとともに、北海道の交通の要衝として、経済、医療・福祉、教育などの都市機能と自然が調和したまちを築いてきました。

こうした自然や歴史、文化、産業などの多くの地域資源は、かけがえのない財産であり、私たちにはこれらの財産を守り、育て、次の世代へとつなげていく責任があります。このまちが将来にわたって輝き続けていくために、あらゆる世代の市民一人一人が互いを尊重し、責任を分かち合いながら、いきいきと暮らせるまちを築いていかなければなりません。そして、まちの活性化を図るために、市は、北北海道の拠点都市としての機能を更に高め、その役割を果たしていきます。

このまちを育てていくのは、私たち自身です。私たちは、このまちに誇りと愛着を持ち、より一層活力と安心に満ちた、支え合って暮らせるまちに向かって、市民の力とまちの素晴らしさを信じ、力強く歩んでいきます。

ここに、まちづくりの基本となる考え方や仕組みを共有し、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを更に進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民等及び市が、それぞれの役割と責務を踏まえて、魅力的で快適なまちを築くための活動をいう。
- (2) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において事業を営み、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。
- (4) 市 地方公共団体としての旭川市をいう。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 旭川市が目指すまちづくりは、次の基本理念のとおりとする。

- (1) 市民等がいきいきと活躍できるまちづくり
市民等がそれぞれの経験と能力を發揮し、幅広い分野で充実した活動に取り組むこと。
- (2) 市民等が支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり
市民等がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに支え合う地域づくりに取り組むこと。
- (3) 地域資源をいかし、活力を向上させるまちづくり
地域の特徴や優位性の活用及び発信をしながら、将来にわたってまちの活力を維持し、更に高めるための活動に取り組むこと。
- (4) 北北海道における拠点性を發揮するまちづくり
北北海道全体の活性化を目指し、地理的特性や都市機能等をいかすとともに、他の機関との連携や相互の補完により、拠点性の向上に取り組むこと。

(基本原則)

第4条 旭川市のまちづくりは、次の基本原則のとおり進めるものとする。

- (1) 市民主体の原則
市民等及び市がまちづくりに関する情報を共有し、市民等の意思と力をいかしたまちづくりを推進すること。
- (2) 地域主体の原則
地域のつながりや特性をいかしたまちづくりを推進すること。
- (3) 健全な市政運営の原則
総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民等

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らの果たすべき役割を自覚し、発言と行動に責任を持つとともに、互いの立場や考えを尊重し、協力し合いながら、まちづくりを進めるよう努めるものとする。

2 市民等は、まちづくりに参加し、又は参加しないことによって不利益な取扱いを受けない。

第2節 議会

(議会の責務)

第6条 議会は、市政における意思決定機関として、立法機能、市政運営の監視機能等を発揮することにより、その役割と責任を果たすものとする。

2 議会に関する基本的な事項については、旭川市議会基本条例（平成22年旭川市条例第46号）で定める。

第3節 市長等

(市長等の責務)

第7条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政の執行に当たらなければならない。

2 市長等は、市民意思の把握に努め、市政の執行に当たっては、説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、まちづくりに関し、市民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

4 市長等は、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務)

第8条 職員は、市民全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を行うとともに、そのための知識と能力の向上に努めなければならない。

2 職員は、地域社会の一員としての役割を自覚し、職務を遂行するよう努めなければならない。

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民活動、市民参加及び協働

(市民活動)

第9条 市民等は、自主的に社会のために行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）に取り組むことができる。

2 市は、市民活動の促進に当たり、市民等の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

(市民参加)

第10条 市民等は、旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市条例第36号）で定めるところにより、市政運営に関し意見を述べ、又は提案することにより市民参加をすることができる。

2 市は、市民等の意思を市政に反映させるため、市民参加の推進に努めなければならない。

(協働)

第11条 市民等及び市は、それぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合う協働の推進に努めるものとする。

2 市は、協働の推進に当たり、市民等の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

第2節 情報公開及び情報提供並びに個人情報保護

(情報公開及び情報提供)

第12条 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）で定めるところにより、市が保有する公文書の公開を請求し、又は必要な情報の提供を受けることができる。

2 市は、公平、公正で透明な市政を推進するため、市が保有する公文書の公開を推進し

なければならない。

- 3 市は、市民等が必要とする情報を分かりやすく提供するよう努めなければならない。
(個人情報保護)

第13条 市民等は、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）で定めるところにより、自己に係る市が保有する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 市は、市民等の基本的人権を守るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第5章 地域主体のまちづくり

(地域主体のまちづくり)

第14条 市民等は、地域社会の一員として、主体的に町内会などの地域のまちづくりを行う団体（以下この条において「地域活動団体」という。）の活動に参加するよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。
- 3 地域活動団体は、相互に連携を図り、協力して地域における課題の解決又は地域の特性等をいかした活動を行うよう努めるものとする。
- 4 市は、地域における市民活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

(行政手続)

第15条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、旭川市行政手続条例（平成11年旭川市条例第2号）で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにしなければならない。

(公正な職務の執行の確保)

第16条 市は、法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成19年旭川市条例第42号）で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

(計画的な市政運営)

第17条 市は、総合的かつ計画的な市政運営に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

- 2 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。
- 3 前項に規定する総合的な計画の策定に当たっては、その基本的事項について議会の議決を得なければならない。
- 4 市は、市政運営に当たっては、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

(行政改革等)

第18条 市は、社会経済情勢及び市民等の行政に対する需要の変化に的確に対応し、効果的で効率的な市政を推進するため、常に事務事業の見直しその他の行政改革に努めなければならない。

- 2 市は、行政組織の編成に当たっては、分かりやすく機能的で相互の連携が確保されたものとなるよう努めなければならない。

(危機管理)

第19条 市は、市民等の安全と安心を確保するため、災害、事故その他の危機の発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市は、危機の発生時には、市民等、関係機関、国及び他の地方公共団体と連携を図り、協力して速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない。

3 市民等は、日頃から危機に対し備えるとともに、危機の発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うよう努めるものとする。

第7章 広域連携によるまちづくり

(他の機関との連携及び拠点性の発揮)

第20条 市は、国及び北海道と連携を図り、協力してまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、北北海道における拠点性を発揮するとともに、他の地方公共団体と連携を図り、協力して広域的な課題の解決を図るよう努めるものとする。

3 市は、国内及び国外の都市等と連携し、友好的な交流の推進や共通する課題の解決を図るよう努めるものとする。

第8章 その他

(評価検証)

第21条 市は、この条例を踏まえたまちづくりの推進状況について評価検証し、その結果を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

2 市は、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行後、5年以内にこの条例を点検し、適切な措置を講じなければならない。

旭川市まちづくり基本条例市民検討会議

1 概要

本市のまちづくりに関し基本的な理念や仕組みを総合的に定める条例（以下「まちづくり基本条例」という。）を制定するに当たり、市長の諮問に応じ、条例に規定すべき内容等を調査審議するために設置された市の附属機関です。

委員は20名で、公募市民6名、学識経験者3名、関係団体から推薦する者11名で構成され、任期は、まちづくり基本条例の制定に関する答申が終了したときまでで、条例の名称、条例に規定すべき内容及びその条文の案等について答申することを役割としていました。

2 委員名簿

（五十音順，敬称略）

	氏 名	
	有馬 準	社団法人 旭川観光協会
	安倍 あずさ	旭川市PTA連合会
	伊藤 蛍	学生自主組織 はしっこす
	大西 幹夫	公募委員
	荻澤 隆	公募委員
	柿崎 美樹	公募委員
	黒川 伸一	学校法人 旭川大学
	斉藤 素子	旭川市民生児童委員連絡協議会 青少年婦人部会
	杉山 幹夫	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
	鈴木 悠	学生自主組織 はしっこす
	高井 彩子	特定非営利活動法人 旭川NPOサポートセンター
	竹内 訓	旭川市市民委員会連絡協議会
副会長	竹内 ツギ子	旭川市市民委員会連絡協議会 女性部会
	中田 崇太	旭川商工会議所
	西 康子	北海道税理士会 旭川支部
	堀井 あき	公募委員
	猿子 広泰	公募委員
会 長	八重樫 良二	国立大学法人 北海道教育大学
	横山 陽信	公募委員
	渡辺 宏二	学校法人 東海大学

3 検討経過

旭川市まちづくり基本条例市民検討会議では、市民の目線で、市民が分かりやすい条例を目指し、検討を重ねてきました。これまでの検討経過は、次のとおりです。

年月	市民検討会議等	内容
平成24年 7月	○第1回全体会議 17日(火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・市長あいさつ ・会長、副会長の選出 ・市長から会長に諮問 ・まちづくり基本条例とは
8月	○第2回全体会議 21日(火) ☆タウンウォッチング 31日(金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり基本条例に関する条例等について ・意見交換(まちづくりに対する思いや提言について) ・部会の設置について ☆見学場所及びコース <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市市民活動交流センターCoCoDe(旭川市宮前通東) ・さと川パークゴルフ場(旭川市西神楽1線11号) ・永山支所(旭川市永山3条19丁目)
9月	○第3回市民検討会議 28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換(まちづくりに対する思いや提言について) ・庁内ワーキンググループ、市民フォーラム等について ・部会の設置について
10月	○第1回市民・地域コミュニティ部会 21日(水) ○第1回行政運営部会 30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回市民検討会議での意見のまとめ ・部会のスケジュールについて ・意見交換(地域コミュニティについて) <ul style="list-style-type: none"> ・第3回市民検討会議での意見のまとめ ・部会のスケジュールについて ・意見交換(情報公開制度、個人情報保護制度、法令遵守、行政と議会について)

年月	市民検討会議等	内容
11月	○第2回市民・地域コミュニティ部会 20日（火） ○第2回行政運営部会 26日（火）	・庁内ワーキンググループからの資料について ・意見交換（市民参加，協働について） ・庁内ワーキンググループからの資料について ・意見交換（行政と議会，行政手続，行財政改革について）
12月	○第3回市民・地域コミュニティ部会 17日（月） ○第3回行政運営部会 26日（水）	・意見交換（協働について） ・中間報告書（案）について ・中間報告書（案）について
平成25年 1月	○第4回全体会議 29日（火）	・今後のスケジュールについて ・中間報告書（案）について ・市民報告会の内容について
2月	○第5回全体会議 28日（木） 	・中間報告書（案）について ・ワークショップ（旭川市の特徴やあるべきまちの姿）
3月	☆中間報告書の提出 14日（木）  ☆旭川市まちづくり基本条例（仮称） 平成24年度市民報告会 24日（日） あさっぴーと一緒に「もちづくり」で「まちづくり」を考えよう！ 	・中間報告書の概要説明 ・市長との意見交換 【第1部】 ・市長あいさつ ・八重樫会長あいさつ ・市民検討会議からの報告 ・庁内ワーキンググループからの報告 【第2部】 ・餅つき ・ワークショップ

年月	市民検討会議等	内容
4月	○第6回全体会議 15日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度のスケジュールについて ・ワークショップのまとめについて ・広域連携について ・危機管理について
5月	○第7回全体会議 20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票について ・総合計画について (第7次旭川市総合計画について, P D C A マネジメントサイクルについて)
6月	○第8回全体会議 10日(月)  ○第9回全体会議 24日(月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ2 (まちづくり基本条例に期待すること) ・まちづくり基本条例(仮称)の体系について ・前文案について ・条例の位置付けについて ・ワークショップ3 (目的, 基本理念, 基本原則について)
7月	○第10回全体会議 8日(月) ○第11回全体会議 22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念, 基本原則について ・条文案について ・条文案について ・前文案について ・答申書構成案について
8月	○第12回全体会議 5日(月) ○第13回全体会議 22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案について ・答申書案について ・条例案について ・答申書案について
9月	○第14回全体会議 4日(水) ○市長へ答申 11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案, 答申書案について

○旭川市まちづくり基本条例市民検討会議条例（平成24年旭川市条例第4号）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、本市のまちづくりに関し基本的な理念や仕組みを総合的に定める条例（以下「まちづくり基本条例」という。）の制定に関する事項を調査審議するため、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 検討会議は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が適当と認めた者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じたもの

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、まちづくり基本条例の制定に関する答申が終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第4条 検討会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会議の会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

（部会）

第6条 検討会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「検討会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

まちづくり基本条例庁内ワーキンググループ

1 概要

本市のまちづくりに関し基本的な理念や仕組みを定める条例（以下「まちづくり基本条例」という。）を制定するに当たり、職員個人の知識・経験を活用し、全庁的な幅広い視点に立った提言を行うことにより、条例の策定作業を充実させるために設置された組織です。

構成員は各部署長の推薦を受けた38名で、条例の策定に関する事項の検討、本市の組織機構及び事務事業等の点検などを行い、市長に提言することを役割としていました。

2 設置期間

平成24年5月30日から平成25年3月31日まで

3 検討経過

(1) 全体会議 計 8回

(2) 作業班会議

ア 正副班長会議 計 7回

イ A班会議 計 2回

ウ B班会議 計 4回

エ AB班会議 計 5回

オ CD班会議 計 6回

カ 報告書作成 計 3回

(合計) 27回

4 成果

- ・(仮称)旭川市まちづくり基本条例素案骨格検討報告書
- ・(仮称)旭川市まちづくり基本条例素案骨格【概要版】

- ・市民報告会で発表
- ・市議会まちづくり調査特別委員会で発表

5 構成員

各部署の代表者38名

平成24年度 まちづくり基本条例庁内ワーキンググループ名簿

	部 局 名	所 属	氏 名	
〈市民・地域コミュニティ分野〉	【A班】 (10名)	会計課	会計課	櫻井 亜衣
		税務部	資産税課	高嶋 絹華
		市民生活部	市民活動課	吉川 泰美
		福祉保険部	保護第3課	野村 泰輔
		子育て支援部	子育て支援課	原口 靖史
		環境部	環境保全課	武田 和明
		経済観光部	産業振興課	三浦 弘人
		消防本部	市民安心課	山崎 里佳
		学校教育部	教育政策課	青木 禎
		上下水道部	料金課	村上 広明
	【B班】 (10名)	総合政策部	秘書課	前多 孝美
		税務部	納税課	大江 隆寿
		市民生活部	市民活動課（地域まちづくり担当）	谷口 敦哉
		子育て支援部	子育て相談課	福田 素子
		環境部	ごみ減量推進課	小松 一恵
		経済観光部	経済総務課	保坂 祥平
		都市建築部	建築指導課	守田 昌代
		消防本部	総務課	堺井 雅彦
		上下水道部	下水処理センター	長野 弥生
		市立旭川病院事務局	経営管理課	大杉 康則
〈行政運営分野〉	【C班】 (9名)	行政改革部	行政改革課	藤永 淳
		総務部	総務課	菊地 一人
		福祉保険部	介護高齢課	山本 東美
		保健所	健康推進課	伊藤 純子
		農政部	農政課	川西 初美
		土木部	土木総務課	和田 光矢
		学校教育部	教育指導室学務課	佐久間 理江
		社会教育部	文化振興課	杉山 康博
		議会事務局	総務調査課	大西 広朗
	【D班】 (9名)	総務部	人事課	坂田 しのぶ
		保健所	保健指導課	加藤 麻子
		農政部	農業センター	鈴木 理記
		都市建築部	都市計画課	伊東 史行
		土木部	土木事業所	登野 千夏
		議会事務局	議事課	坂上 大介
		農業委員会事務局	農地係	高柳 雄太
		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	蛭名 英城
		監査事務局	監査事務局	多田 信人

まちづくり基本条例について、もっと知ってほしい！

出前講座を実施しています！

旭川市では、市が行っている様々な仕事の内容や専門的知識を、市民のみなさんにもっと知っていただこうと、職員等による「出前講座」を行っています。

みなさんのより充実した生活のために、そして、より暮らしやすく愛着の持てる旭川をつくっていくために、みなさんの生涯学習の場として、また、一緒に旭川のまちづくりを考えていく場として、ぜひ「出前講座」をご利用ください。

※学校での授業や町内会での学習会など、さまざまな場面での実施に対応いたします。

- ・講師料は無料です。(内容により実費が必要となる場合があります。)
- ・市内ならどこでもお伺いします。
- ・会場は申込団体・グループで手配・準備してください。

1 講座名：旭川市まちづくり基本条例出前講座

スライドなどを使い、本市のまちづくりに関する考え方や仕組みを定める「旭川市まちづくり基本条例」についての理解を深めます。

2 講座内容

- (1)まちづくり基本条例とは
- (2)なぜ、まちづくり基本条例が必要なのか
- (3)まちづくり基本条例を制定し、どのようなまちづくりを目指すのか

3 種類

講義（ワークショップも可能です）

4 対象者

- 10人以上の参加が見込まれる次の団体
- ・市民委員会・町内会など
 - ・学校（小・中学校、高校、大学）、PTAなど
 - ・事業所（社内研修での利用も歓迎します）
 - ・任意の団体（ただし政治、宗教、営利目的の催しを除く）

5 お申込みに当たって

- ・開催時間は、原則として平日の午前9時から午後9時までの間で、30分～2時間
※平日以外のときは、御相談ください。
- ・開催2週間前までにはお申込みください。

旭川市まちづくり基本条例 解説書

平成26年4月1日発行
旭川市総合政策部総合計画課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地
電話0166-25-9721 FAX 0166-25-6515
電子メール sogokeikaku@city.asahikawa.hokkaido.jp



<上記 QR コードからまちづくり基本条例のホームページにアクセスできます>